

# 環境セミナー「環境規制の最新動向～RoHS等～」 (2011年11月1日開催)

欧州で制定されたRoHS指令は、規制物質及び対象範囲の見直しが順次行われてきており、国内でもRoHS指令への対応が不可欠となってきております。そこで、環境規制の最新動向及びメーカーでの取り組みに関するセミナーを開催しましたので、その概略を紹介します。



## 「改正EU RoHS指令、中国RoHS管理規則等製品含有化学物質規制の動向」

(社)中小企業診断協会東京支部 副支部長 松浦 徹也 氏  
(社)首都圏産業活性化協会 環境ものづくり事業コーディネータ  
(社)産業環境管理協会 技術参与、技術士(経営工学)・中小企業診断士



- ・メーカーの環境に対する責任として、持続可能な経営のためにも環境問題を製品品質課題にすることが重要です。
- ・RoHS指令は廃電気・電子機器のリサイクルを容易にするため、また、最終的に埋め立てや焼却処分されるときに、ヒトと環境に影響を与えないように電気・電子機器に有害物質を非含有とさせることを目的として制定されています。

### 「改正EU RoHS指令の概要」

- ・適用範囲: 医療用機器、監視・制御機器が今回追加されて、直流1500V以下、交流1000V以下で稼働するすべての電気電子機器が対象となります。
- ・生産者(輸入者)の義務としてCEマーキングの貼付が追加されました。CEマークは商品がすべてのEU加盟国の基準を満たすものに付けられるマークです。CEマーキングの導入は、適合性評価方法や市場監視の加盟国による差を無くす目的があります。自己適合宣言、技術ファイルの作成、保管などの新たな義務も生じます。

改正EU RoHS指令の解説の後、中国RoHS管理規則に関して、現行規則の主要要求事項、改正RoHS規則案、自主認証実施規則と関連新標準等について、さらにEU RoHS指令に類似した規則として、タイRoHS法、インドRoHS法等について、大変多くの情報を詳しく御講演いただきました。

## 「我が社における環境負荷物質の取り組み」

日本電産株式会社 中央開発技術研究所  
品質保証部 信頼性グループ 平尾 美保子 氏



- ・日本電産(株)における環境負荷物質の取り組み状況は次のとおりです。
 

2004年	部品材料のRoHS指令対象元素の調査開始 部品材料から環境負荷物質の低減
2006年7月	RoHS指令施行
2006年6-9月	蛍光X線分析装置導入(国内開発拠点、海外工場) 蛍光X線分析装置によるモニタリング開始
2007年～2008年	分析機器(誘導結合プラズマ質量分析計、紫外可視分光光度計、ガスクロマトグラフ質量分析計)導入
2009年3月	ISO/IEC17025認定取得(カドミウム、鉛)
2009年4月	社内に加えて社外からの受託分析開始
2010年2月	認定範囲拡大(水銀、六価クロム)
2011年9月	認定範囲拡大(ポリ臭化ビフェニル、ポリ臭化ジフェニルエーテル)

・環境負荷物質の低減への対応としては、鉛を含む電着塗料、鉛を含むニッケルめっき液を、それぞれ鉛を含まないものに変更、六価クロムによる表面処理を六価クロムフリー液に変更するなどの改善を行いました。

・受託分析として、RoHS 6物質、フタル酸エステル類、ハロゲン物質等の分析を行っています。

以上のほか、会社概要、部品のモニタリング状況などわかりやすく御講演いただきました。

【お問い合わせ先】

京都府中小企業技術センター  
基盤技術課 化学・環境担当

TEL:075-315-8633 FAX:075-315-9497  
E-mail:kiban@mtc.pref.kyoto.lg.jp